

役員選出規定

第1章 総則

(制定趣旨)

第1条 本規定は、(財)全国高等学校体育連盟自転車競技専門部(以下「専門部」という)専門部規約第12条に基づき、役員選任に関する手続き、ならびに専門部運営組織について定める。

(目的)

第2条 本規約は、役員の選任を円滑かつ公正に実施し、専門部の健全な発展に寄与することを目的とする。

(選出方法)

第3条 各役員の選出は、以下のとおりとする。

1 部長 理事会において選出する。

事務局の円滑な運営を図るため、次の優先順位を基本とする。

- ①事務局長所属管理職
- ②事務局長所属都道府県専門部長
- ③事務局担当地域内の適任者

2 副部長 理事会において選出し、全国専門委員長会の承認を得て、部長之を委嘱する。

事務局の円滑な運営を図るため、次のことを原則とする。

- ①加盟校顧問であり、見識が豊かで十分な経験をもつ者。
- ②専門部を統括し、専門部の諸事業の育成及び発展に意欲的に寄与できる者。
- ③各ブロック部会から推薦をうけた者。

3 理事長 理事長選出規定に基づき選出し、部長之を委嘱する。

副部長を兼ねる。

4 副理事長 理事長が理事及び加盟校顧問から指名し、理事会の承認を得て部長之を委嘱する。

5 常任理事 理事長が加盟校顧問から指名し、部長之を委嘱する。

部会長、部会委員を兼ねる。

6 理 事 理事長が加盟校顧問から指名し、部長之を委嘱する。

7 監 事 理事長が加盟校顧問より指名し、部長之を委嘱する。

附 則

平成22年 3月 8日 制 定